

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月18日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第54号

香川県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

香川県職員退職手当条例施行規則（平成18年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書 若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第69号）第10条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）<u>若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業</u>により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（<u>同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による勤務を含む。）</u>をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第4条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）にな</p>	<p>(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)</p> <p>第3条 条例第4条の10第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書 若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年条例第69号）第10条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等</p> <p>(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による勤務を含む。）</u>をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第4条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相</p>

るまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(3) 略

当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数) になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。